

陳情第 12 号 平和安全法制に関する意見書の取り消しを求める陳情の採択を求める討論

調布市議会では 6 月議会において議員提案として「平和安全法制に関する意見書」が「国会審議の中で国民の理解を得る努力と、必要な審議が尽くされた際には—」という前提条件があるものの国会での成立を図るよう強く求めた意見書が、議会最終日に賛成多数で、全国 1700 を越える地方議会がある中で、わずか 6 議会のうちのひとつとして結果的には賛成多数で、調布市民の問う意図して国会に届けられました。

その後、この法案は衆議院で強行採決され、更に議会最終日直前に参議院でも強行採決される議会制民主主義の根幹を揺るがす暴挙とも言えるような事態が起きています。このことは、意見書にある「国会審議の中で必要な審議が尽く」という点、国会において、「国民の理解がまだ得られていない」との首相答弁からも、「国民の理解を得る努力」がなされていないなかでの強行採決は、陳情趣旨になるように法案の問題点を含め議論を深めるといふ議会制民主主義にも反するもので、市議会としての意見書の内容も顧みられなかったことを意味し、それはまさに民主主義の危機と言わざるを得ません。

私たち調布のまちには、昭和 51 年に定められた調布市民憲章があります。その前文には「恒久の平和を願う私たち市民は」とあります。平成 24 年に議会として議決した「基本構想」には、この市民憲章や、「調布市国際交流平和都市宣言」にも立脚して、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨に基づき、市民一人ひとりが自主・自立のまちづくりを進めることを宣言しています。

しかし、衆議院憲法審査会において、与野党推薦の参考人全員が、この法案について憲法違反と指摘したにもかかわらず、政府与党は、憲法を遵守して国政を行う、いわゆる立憲主義に基づき政治を行う民主主義の基本的な原則を逸脱した上に、合憲との主張を繰り返し、最終的に衆参両院で強行採決する最悪の事態に至ったのはご承知の通りです。今も緊張感が続く中、多くの市民が、政府の暴走に対する抗議デモへ参加、ここ調布でも、そして全国各地で抗議デモが広がり続けています。民主主義の根幹を揺るがす法案の成立を求めた意見書の取り消しを求める本陳情は、平和憲法を大きく変えることへの抗議であり、戦争への道を許さない、戦争法案の取り消しを求めている陳情と言い換えることができるのではないのでしょうか。市民の命と暮らしを守る議会として、今、平和安全法制に関する意見書の取り消しを求めることが平和を願う市民の思いを代弁することであり、憲法順守する議員として安保法制廃案を求める立場からも、本陳情の採択を求めるものです。